

平成24年第3回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成24年9月5日 午前10:00

○散 会 午後 0:17

○出席議員（19名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	7 番 菅 原 久 和
8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹	10 番 佐 藤 義 久
11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙	13 番 佐 藤 昇
14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武	16 番 鈴 木 斌 次 郎
17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄	19 番 佐々木 嘉 一
20 番 千 田 正 英		

○欠席議員（1名）

6 番 澤 井 昭 二 郎

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鐙 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正 議会事務局次長 畠 山 靖 男



平成24年第3回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成24年9月5日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議運委員長、常任委員会行政視察研修報告）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 7号 平成23年度潟上市健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 8号 平成23年度潟上市公営企業資金不足比率について
- 日程第 7 報告第 9号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を北海道奥尻町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第 8 議案第54号 潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 9 議案第55号 潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第56号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第57号 平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について
- 日程第12 議案第58号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第13 議案第59号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第14 議案第60号 平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第15 議案第61号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第16 議案第62号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について

- 日程第 17 議案第 63 号 平成 24 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 23 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 23 年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 23 年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 平成 23 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 平成 23 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 平成 23 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 平成 23 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 平成 23 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 認定第 9 号 平成 23 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 認定第 10 号 平成 23 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 認定第 11 号 平成 23 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29 認定第 12 号 平成 23 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 30 平成 23 年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告
- 日程第 31 陳情第 6 号 ガードレール（一部水路）設置について
- 日程第 32 陳情第 7 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について
- 日程第 33 陳情第 8 号 小・中学生通学路の安全確保についての要望書

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は19名であります。

なお、6番澤井昭二郎議員から所用のため欠席の届がありましたので、報告します。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

**【日程第1、会議録署名議員の指名】**

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、7番菅原久和議員及び8番伊藤栄悦議員を指名します。

**【日程第2、会期の決定】**

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月21日までの17日間に決定しました。

**【日程第3、諸般の報告】**

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付してあるとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員会からの報告を行います。15番西村議会運営委員長。

**【議会運営委員会の報告】**

○議会運営委員長（西村 武） それでは、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

議会運営委員会は、8月27日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、また、8月31日に委員、正副議長の出席のもとに2日間開催されております。

本定例会の運営についてご報告を致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会においては当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第7号から報告第9号については、本会議において報告をすることと致しました。議案第54号の条例廃止（案）は、社会厚生常任委員会へ付託と致しました。議案第55号、56号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託と致しました。議案第57号の水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）については、産業建設常任委員会へ付託と致しました。議案第58号から議案第63号までの各会計の補正予算（案）は、所管の委員会へ付託と致しました。次に、認定第1号から認定第12号までの各会計の決算認定については、所管の委員会へ付託という区分で行うことと致しました。

付託につきましては皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

次に、陳情・請願について、お手元に配付の請願及び陳情等のおり、各所管の常任委員会へ付託することと致しました。

一般質問について申し上げます。

一般質問については9名の通告者がありました。

抽選の結果、9月6日木曜日の1番目に3番児玉春雄議員、2番目に19番佐々木嘉一議員、3番目に15番西村 武議員、4番目に13番佐藤 昇議員、5番目に4番藤原幸作議員、9月7日金曜日の1番目に10番佐藤義久議員、2番目に14番藤原典男議員、3番目に18番藤原幸雄議員、4番目に5番菅原理恵子議員となりましたので、宜しくお願いを致します。

次に、常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会とも9月10日月曜日の午前10時から開催と致します。

また、行政視察研修の報告について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、各常任委員長から議長あてに報告書が提出されております。

各常任委員長より、報告書に沿って視察の概要等について簡潔に報告をいただくこととなっております。

以上、議会運営委員会の報告とさせていただきます。

○議長（千田正英） これで議会運営委員会からの報告を終わります。

【常任委員会の行政視察研修報告】

○議長（千田正英） 次に、常任委員会の行政視察研修報告を行います。

なお、報告書は事前に配付しておりますので、内容については簡潔に発言席にて報告をお願いします。

はじめに、総務文教常任委員会の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員会の行政視察研修報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。

私から、総務文教常任委員会の視察研修報告を致します。

皆様には事前の一読いただいていると思いますので、要点のみをご報告させていただきます。

まず、鹿児島県霧島市の研修ですが、研修テーマは、霧島市の地域まちづくり事業を通して、行政と自治会の関係、行政の自治会への支援体制のあり方を研修するものであります。

研修内容は、霧島市の自治組織体制は自治公民館方式をとっており、自治活動の単位は本市とは異なっていました。

地域まちづくり支援事業は、自分たちの地域を見つめ直し、まちづくりを考え、計画してみるという「住民参加」の考え方が根底にありました。

実際の内容は、現状分析から始まり、まちづくり計画書作成、そして計画書の内容の実現に向けて、行政、地区連携をしてそれぞれ取り組んでいくというもので、地域の特色を生かしたユニークな事業に市は補助をしています。

しかしながら、市で計画しているすべての計画に、地域のことは地域でという「自治」の切り口でどんどん入ってきたとき、どこで整合性をとるのか、市でやるべきこと、自治で行うべきことの整理が明確でないように感じました。

一挙に住民自治を進めることは責任の所在が不明確になり、行政運営に混乱を招く恐れもあることから、議会としても慎重に、先般本市で制定された自治基本条例の運用も見ながら、これからの本市での対応を注視していく必要性を感じました。

次に、宮崎県都城市の研修であります。研修テーマは、都城市の地場産業の育成・振興策と地場産業振興センターの役割・関係を研修し、本市での今後の産業振興策の方策を探るものであります。

研修内容は、地場産業の育成・振興策については、新商品の開発支援、後継者育成事業など7事業を市で行っていました。

雇用対策としては就職説明会などを開催し、産業相互の連携としては、力のある業種・企業の育成と産学官の連携を図っていました。

また、地場産業振興センター設置の目的・効果は、都城圏域地場産業の総合的な発展を図るため、宮崎県、都城市、三股町及び関係業界が一体となって建設したもので、第三セクターが運営。市では、センターが地域経済活性化の中核施設として十分な機能を発揮するよう、地場製品の紹介、需要開拓、新製品開発、人材育成などの事業に補助をしていました。

都城市は、交通の便に恵まれ、全国一と言われる産物が数多く、種類もあり、いかにして、それらに付加価値をつけ、あわせて都城ブランドを売り込むことが、そこに重点が置かれ、いまだに売るもの、それ自体を模索している本市の状況とは大きく異なるように感じました。

ただし、都城市の振興施策は、既に本市の特産物と言われる、米、梨、花卉、清酒、つくだ煮などには一部応用できるのかなど、可能性も感じました。今後、潟上市の課題ではないかと考えます。

また、地場産業振興センターは市単独の設置は困難であり、県及び周辺自治体、さらには商工会、大学等との連携が必須であるとの感想も持ってまいりました。

以上、総務文教常任委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

**【社会厚生常任委員会の行政視察研修報告】**

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、社会厚生常任委員会の行政視察の報告を行います。

視察先は、東伊豆町、それから沼津市、富士宮市であります。

最初に東伊豆町の視察について申し上げます。

ここでは、風力発電事業について調査致しました。

東伊豆町は、地球温暖化防止並びにエネルギー問題に対応するため、積極的にクリーンエネルギーを導入し、環境の保全及び環境とタイアップした産業の活性化に取り組む目的で、風力発電事業を平成15年12月から開始し、年間発電量400万キロワットアワーを東京電力に売買することで、年間4,700万円の収益を得ているとのことでありました。平成17年からは、収益を活用し、一般家庭の太陽光発電装置の設備について補助金を交



付しており、これまでに98件の設備の設置を実施しております。

風力発電につきましては、メリットとデメリットがあります。現在、町ではクリーンな新エネルギーの導入化、自然環境・生態系の維持、騒音、低周波公害から守れるかということで、行政と事業者側との風力問題を考える住民の会が対立しているという状況にありました。

次に、沼津市の調査を説明致します。

沼津市では、自主防災組織育成について、二つ目は津波避難タワーについて調査致しました。

内容につきましては、自主防災組織の育成については、運営に関する経費に対する補助及び資機材の整備に関する経費の補助についてであります。289の自主防災組織に世帯当たり130円の補助金を交付しています。また、防災活動を積極的に推進するため、資機材の整備について自主防災組織及び連合自主防災組織のそれぞれの交付要領を定め、補助金を交付しているとのことであります。

また、二つ目は津波避難タワーについてであります。

津波の発生に対しては、許される時間の中で被害を減らす最も効果的な方法は、高台への避難であるが、そのための対策として、人工高台確保のための施設として津波避難タワー、マウント、これは土で造った高台のようなものであります、それから避難階段などを整備しておりました。

説明の中で強調していたのは、沼津市方式がすべてではなく、その地域の実績、実情に合ったハード対策、ソフト対策が最も効果的な対策であるということでありました。

次に、富士宮市について申し上げます。

調査事項としましては、福祉総合相談について、二つ目は認知症見守りネットワークについてであります。

福祉総合相談事業についてですけれども、富士宮市は平成20年度において組織の再編を行い、ワンストップサービスの拠点として福祉総合相談課を新設し、地域支援係、保護係及び福祉相談支援係の組織体系で、福祉相談支援係には地域包括支援センター、家庭児童相談室をはじめとする福祉関係の相談窓口の一元化を図っております。

続いて、認知症見守りネットワークについて申し上げます。

ここでは、独自の視点で必要な機能を洗い出し、認知症見守りネットワークを構築して、現在237人のキャラバンメイトと約7,800人の認知症サポーターが誕生しております。

た。また、地域の見守り安心事業も展開しておりました。

本市においても、今後急速に増加する高齢者人口、高齢者一人暮らし、夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加並びに市民サービスの向上に対応するため、人材の確保を考慮した地域包括支援センターの機能強化とともに、医療関係との連携、特養などの介護施設の整備、市民を巻き込んだ生活支援サービスの確保などの地域包括ケアシステムの早急な構築強化が必要と感じました。

以上であります。

- 議長（千田正英） 次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

**【産業建設常任委員会の行政視察研修報告】**

- 産業建設常任委員長（藤原典男） おはようございます。産業建設常任委員会の行政視察研修の報告を行います。

研修先は、宮崎県西都市と宮崎県都城市でございました。

最初に、宮崎県西都市について報告を致します。

研修テーマとしましては、一つ目、西都市で農業振興プログラム、二つ目、商工業振興プログラム、三つ目は都市再生整備改革の取り組みを学び、本市での農業振興と商工業振興に生かせる内容を研修するものでございます。

一つ目の農業振興プログラムを構成する事業概要として以下のものがありました。

農業後継者育成対策事業、二つ目は野菜生産振興対策事業、西都ふるさと産業まつり事業、認定農業者育成支援事業、西都物産観光フェアの事業、果樹生産振興対策事業がありました。これらの説明を受けた後、質疑応答を行いました。質問のところのみお話ししたいと思います。

販路拡大について、全体の農家数はどうなっているのか。二つ目は、認定農業者育成事業の推進体制は、JAとのかかわりはどうなっているのか。それから、1戸当たりの収入はどうなっているのか。そしてまた、二毛作後の推奨品についてはどのようなものを主張しているのか。法人についてなど質疑応答を行いました。

次に、商工業振興プログラムについて報告致します。

この内容は、商業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、商工会議所と連携しながら、次代を担うリーダーや後継者の育成を図ることを目的としたものでございます。目標として、平成16年での商店数、従業員数、年間販売額を、平成21年度にはこれを現

状維持できるような取り組みをすること、そういうふうなことでございました。

ページ6 ページに移ります。説明の後、質疑応答を行いましたけれども、質問については、プレミアム事業について質問がありました。また、後継者対策、どういうふうなことを行っているのか。買い物難民についてなどの質問がありました。そしてまた、緊急雇用特別資金を活用した雇用対策についてはどうなっているのかというふうなことで質疑応答をされまして、回答の中身については以下に書いてあるとおりでございます。

次に、都市再生整備計画についてですが、西都市は日本でも有数の古墳群が多いところで、それを宣伝材料として年間100万人とも言われる観光客を商店街にどううまく誘客し、活性化を図るのか、この取り組みを研修致しました。

次に、宮崎県都城市について報告致します。

先ほど総務委員会の方で大方の報告がありましたので、飛びまして、私は11ページのところ、どのような質疑があったのかというふうなことについて申し述べたいと思います。

工芸品について、地場産業振興センターと道の駅の関係についてはどうなっているのか。それから、口蹄疫や鳥インフルがあった中で復興の状況がどうなっているのか。最後に、都城市ではたくさんブランド品がある中で新商品の開発に取り組んでいるが、潟上市でもどのような取り組みをしたらいいのかアドバイスをお願いしたいというふうなことで、丁寧な回答がありました。

次に、12ページですが、都城市と石川理紀之助翁の業績についてですが、「都城の歴史と人物」という本を教育委員会が編集し、販売しております。旧山田町の小学生には読み聞かせを行い、伝えているということが説明されておりました。

現地視察は、石川理紀之助翁の当時の夜学校の跡地や、夜学校に通った当時11歳であった竹森重二氏の4男にあたる竹森和昭氏の自宅を訪問し、理紀之助翁や前田正名氏、一緒に農業指導に行った伊藤与助氏などが書いた掛け軸、歌を拝見して説明を受けております。また、「しまうつりの碑」や石川理紀之助翁の胸像も見学しましたが、その視察には宮崎日報の新聞記者も、秋田県潟上市より議員が行政視察に来たということで取材に訪れておりました。

その後、近くの公民館において、山田のかかし笑劇団の方々と交流致しました。山田のかかし笑劇団は、まちづくりや伝承活動を目的に昨年10月に発足した素人集団です。現在、石川理紀之助翁の足跡を数多く上映しております。私たちのために、その劇の大

事な部分である、石川理紀之助翁が前田正名氏から是非山田町に来てほしいと訴える手紙を読んでいるところ、それに応えようとする場面を上映してくれました。現地での石川理紀之助翁に対する思いや尊敬の念は非常に強いものがあります。業績だけでなく、その心を後世に伝える活動も行っていることに敬意を表した次第でございます。

このたびの研修は、行政側からだけでなく、そこに住んでいる方たちの思いや活動することができた、大変有意義な行政視察であったと感じました。今回の行政視察が、両市にとって貴重な交流と友情をつくっていく大事な政治的意義があったということも確信致しました。

以上で研修内容の報告を終わります。

○議長（千田正英） これで常任委員会の行政視察研修報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

#### 【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日ここに、平成24年第3回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに新庁舎建設事業の進捗状況について申し上げます。

5月21日の臨時会において可決いただきました新庁舎建設用地の取得につきましては、国有地部分の土地売買契約を国との間で6月22日に締結し、7月27日に潟上市への所有権保存登記を完了しております。これにより、用地取得にかかわる登記事務手続は全て終了致しました。

また、基本設計については、7月18日に開催しました新庁舎基本設計業務プロポーザル審査委員会において審査の結果、提案者の中から「有限会社村田弘建築設計事務所」を業務契約候補者として選定し、その後、7月27日に委託契約を締結しております。

新庁舎については、市道路網の骨格をなす主要地方道秋田天王線からのアクセス性や視認性、及び周辺の道路計画を含めた導線計画による市庁舎の正面性に配慮した施設配置計画を立てるとともに、階層は内閣府が示している「津波避難ビル等に係るガイドラ

イン」の構造的要件を踏まえ、近隣住民等の避難ビルとしての活用など総合的に判断して4階建てとし、基本設計を進めております。

なお、基本設計に市民の方々からの意見を反映できるように「新庁舎建設基本設計市民委員会」（仮称）を設置し、市民フロアなど市民が利用するスペースを中心にご意見をいただくこととしており、本定例会に関係予算を計上しております。

今後は、平成25年度の建設着手を目指し、基本設計作業を進めてまいります。

次に、潟上市環境基本計画の策定について申し上げます。

現在、潟上市環境審議会で審議しておりますが、「環境を守る活動への市民参画」を大前提とし、昨年度実施した「潟上市の環境に関するアンケート」で市民の関心が高かった項目を、特に重点的に取り組む課題としてとらえるべきとの意見が出されております。

基本計画（案）につきましては、次回定例会に提出できるよう作業を進めておりますが、市民に周知いただくために全戸配布する概要版のほか、小・中学生向けの概要版を4年生以上に配布したいと考えており、本定例会に関係予算を計上しております。

次に、市内の空き家の状況とその対策について申し上げます。

各自治会長の協力をいただき、常時または概ね3年以上にわたって空き家の状態にあるものを対象として調査したところ、空き家は481棟ありました。このうち倒壊の危険性があるものが56棟、破片などが飛散する可能性があるものが85棟あり、これらを合わせた141棟につきましては、周辺に危険を及ぼすことが考えられることから、近く市職員による追跡調査を改めて行ってまいります。

次に、クリーンセンター施設改修中のごみ処理について申し上げます。

焼却炉の改修に伴い、運転を停止する12月から来年7月までの可燃ごみの処理につきましては、2月8日付けで秋田市へ処理委託を依頼し、協議を進めてまいりましたが、このたび8月23日付けで秋田市から1トン当たり2万1,800円で処理委託を受け入れる旨の回答をいただいたことから、関係予算を本定例会に計上しております。

なお、具体的な受け入れ条件等につきましては、今後も協議を進め、10月には委託契約を締結したいと考えております。また、工事期間中のごみ収集やクリーンセンターへの直接搬入については、支障を来すことのないよう配慮してまいります。

次に、昭和地区及び飯田川地区のし尿処理について申し上げます。

男鹿地区衛生センターへのし尿搬入と処理につきましては、6月定例会でご報告した

とおりであります。旧船越漁協（現秋田県漁業協同組合船越地区運営委員会）に支払う漁業振興協力金として350万円の負担を男鹿市から求められております。本市としましては、平成25年4月1日の搬入開始に向け、早急に対応すべく、本定例会に係る予算を計上しております。

なお、次回定例会に男鹿地区衛生処理一部事務組合の規約変更（案）を構成市の男鹿市・潟上市議会へそれぞれ提出し、議決後、県知事へ規約変更の許可申請をすることとなります。

次に、防災行政情報のメール配信サービスについて申し上げます。

防災行政情報メール配信システム構築業務が完了し、8月17日から市民の登録受付を開始しております。このメール配信サービスは、全国瞬時警報システム（Jアラート）を使って国から配信される武力攻撃情報や津波情報などの大規模災害情報及び各種気象警報などが、登録された携帯電話やパソコンに自動的に配信されるものであります。このメール配信サービスにより、災害情報伝達手段の多様化が図られることから、今後も広報やホームページ等を介し、市民に広く普及を図ってまいります。

次に、消防の広域化について申し上げます。

男鹿市・潟上市・南秋田郡の消防広域化につきましては、組織や財政規模及び運営の実情が異なっているため、一本化に向けた調整作業が続いております。中でも組合経費の支弁方法（負担金）については、試案を基に調整を進めておりますが、いまだ結論に達していない状況であります。

次に、潟上市水道水源保護条例の策定について申し上げます。

本市の水道水源にかかわる水質の汚濁を防止し、清浄で安定的な水量を確保するため、水源の保護及び涵養を図り、住民の生命と健康を守ることを目的とする条例の制定に向け、現在検討を進めております。

今後は、関係法令との整合性を図るべく関係機関との調整を進め、住民説明会、広報・ホームページによる意見の募集などを計画しております。また、罰則規定について秋田地方検察庁との協議を進め、全員協議会での協議後、同条例（案）を次回定例会に提出する予定で作業を進めてまいります。

次に、国民文化祭について申し上げます。

平成26年度に秋田県で開催される第29回国民文化祭については、7月27日に「潟上市実行委員会設立総会・第1回実行委員会」を開催し、芸術文化・商工・観光など関係団

体を含む官民一体となった組織のもとで委員17人と監事2人を委嘱し、事業方針等について協議したところであります。

本市においては、潟上市の魅力を全国に発信するため、本市名誉市民で世界的に著名な水中写真家・中村征夫氏に総合的なプロデュースを依頼し、聖農・石川理紀之助翁の教えなどをサブテーマに「全国写真フェスティバル」を開催する予定としております。具体的な内容については、事業別企画委員会を組織しながら検討を進めてまいります。

次に、旧豊川小学校の解体について申し上げます。

今年3月に閉校した旧豊川小学校の校舎・プール等につきましては、防災・防犯上、早期の解体が望ましいことから、本定例会に係る予算を計上しております。なお、解体後の跡地利用につきましては、豊川地域からの要望と合わせ、昨年度末に潟上市豊川地域活性化検討委員会から提出されております「潟上市豊川地域活性化策に関する報告書」を基に、豊川地域はもとより、市内全域に活性化が波及するような施設等の整備を検討してまいります。

次に、市内における再生可能エネルギー導入の動きについて申し上げます。

県では、秋田県内第1号として、潟上市内の県有地を対象に大規模太陽光発電所・メガソーラーを設置する事業者を県内外から公募することを発表しております。これに伴い、当該県有地に隣接する天王・江川地区の自治会長を対象とした県主催の地元説明会を7月31日に開催しております。

今後は、県による事業者の選定後、今年10月頃に事業者による地元説明会を開催し、来年3月頃を目処に着工、秋頃には完成させたいとのことであります。

再生可能エネルギーの導入は、震災後の国のエネルギー政策の大きな柱となっており、本市でも再生可能エネルギー導入の推進に当たり、市民・事業者を側面から支援してまいります。

次に、証明書自動交付機のサービス拡大について申し上げます。

平成22年10月から稼働している各庁舎と追分出張所に設置しております自動交付機は、住民票・印鑑証明書・税証明等が取得可能で、市民の皆様から多くのご利用をいただいておりますが、戸籍謄本・抄本の取得ができないため、これらへの対応を望む声が寄せられておりました。法務局との協議を重ねた結果、このたび許可が得られましたので、本定例会に係る条例の改正案を提出しております。なお、今後は来年1月4日の運用開始に向けて準備を進めてまいります。また、手続等の詳細につきましては広報等で周知して

まいります。

次に、健康づくり事業の進捗状況について申し上げます。

はじめに成人保健対策について申し上げます。

本年度の集団検診は7月25日で終了しておりますが、受診者は前年度比で、「特定健診・後期高齢者健康診査」では159人の増、「がん検診」においては概ね横ばいの状況でありました。

現在は、医療機関方式による検診を実施している最中であり、特定健診、後期高齢者の健康診査、乳がん、子宮がん及び骨粗鬆症検診が12月21日まで受診できます。また、11月に追加で集団検診を実施するほか、乳がん検診の未受診者に受診勧奨を行う「コールリコール事業」も進めてまいります。

がんや高血圧などの生活習慣病の予防には、まずは検診を受けること、その結果を自身の行動や生活に生かすことが大変重要であります。今後も検診受診率の向上に向けた取り組みを進めるとともに、集団検診及び個々に対する健康学習や生活支援を通して市民の健康づくりの推進に努めてまいります。

次に、心の健康づくり対策について申し上げます。

市では自殺予防対策として、弁護士やソーシャルワーカー、保健師による心の健康相談を毎月実施しているほか、高齢者の心の健康づくり教室にも取り組んでおります。また、9月と10月に「心の健康づくり講演会」、11月には舞台「わらび座生き生きシアター」を開催する予定であります。

このような事業を通して、一人でも多くの市民に心の健康に関心を持っていただくことが自殺予防の第一歩であると考えており、今後も継続して事業を推進してまいります。

次に、住宅リフォーム補助事業の状況について申し上げます。

この事業は、市民の居住環境の向上と住宅関連産業を主とした地域経済の活性化を促進する目的のため、平成22年度より補助を行っているものであります。本年度当初予算で300件相当、3,900万円を予算措置しておりましたが、3年目を迎えても本事業に対する市民のニーズは多く、現在も市民からの問い合わせ、申し込みは途切れることなく継続している状況であります。

要因としましては、4月初旬の記録的強風による被災住宅への補助対象を拡大したこともあり、昨年度と比較して件数、補助申請額ともに増加しております。7月31日現在の利用状況は225件、2,818万円の補助申請で、工事費総額は3億3,480万円となっております。



ります。引き続き、地域経済への波及効果が大きく、有効な景気対策と捉えており、本事業の年度内継続のため、本定例会に追加予算を計上しております。

次に、天王本郷地区東湖町の排水対策について申し上げます。

東湖町では、今年4月の暴風雨と高潮の発生で、船越水道へ接続されている排水口2カ所から海水が逆流し、住宅地が浸水被害を受けました。このことは、6月定例会の一般質問においても改善を求められているほか、東湖町町内会からも排水対策の要望書が提出されております。市と致しましても、市民の安全・安心な生活を確保すべく、逆流を防ぐための自動止水ゲート等の整備を検討しているところであります。

しかし、排水路の整備後30年が経過し、また、宅地化の進行や道路舗装率の向上、さらに一般家庭の庭先舗装の増加などで、排水路への雨水流出量や流下時間が当初の設計時とかなり乖離している可能性があります。

これらを踏まえ、現在の設計条件に基づいた調査が将来的に有効と考え、本定例会に調査費を計上しております。なお、調査結果がまとまり次第、実施設計及び工事に取りかかる予定でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、農業関係について申し上げます。

国においては、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加等により、5年後、10年後の農業展望が描けない地域が増えている現状を踏まえ、「今後の中心となる経営体は誰なのか」、「中心となる経営体に農地をどう集めるのか」など、人と農地の課題解決に向けた新規就農者支援対策や農地集積事業を新たな施策として発表しております。

これらの事業を活用するには、各市町村で「人・農地プラン」を独自に策定することが義務付けられており、現在、本市においては説明会や検討委員会の開催に向け、準備を進めているところであります。

また、食品の放射性物質の基準値が見直され、これまで穀類の規制値が1キログラムあたり500ベクレル以下であったものが100ベクレル以下に変更されました。さらに、国の原子力安全対策にかかわる事項、いわゆるガイドラインの改正により、昨年、秋田県が米の出荷制限指示の対象になっていたことから、今年も旧市町村単位で収穫後、検査を実施することとなっております。

一方、4月初旬の記録的強風による農漁業生産施設の災害復旧費につきましては、県より補助金総額3,724万2,000円の通知を受けており、漁業者につきましては既に支払いが終了しております。農家につきましては、139戸・268棟のパイプハウス等が県の承認

を受け、市の単独分を合わせ309戸の農家が助成の対象となっております。今後、物品の納入を確認した後で支払いをする予定であります。

次に、全国農業担い手サミットについて申し上げます。

全国の農業の担い手が一堂に会し、相互の研鑽と交流を通じて、農業経営の現状や課題について認識を深める「第15回全国農業担い手サミット in あきた」が10月31日から11月1日まで秋田県で開催されます。県内外から約2,500人の参加者が予定されており、県内13地域28コースで地域交流会が行われます。

本市に関係する男鹿・潟上地域交流会では、「切り花と鉢物の施設花き栽培の取り組み」を地域テーマに、約80人の参加者が輪菊の新しい技術や作型、シクラメンを主体とした鉢物栽培について意見交換等を行う予定となっております。市と致しましても、こうした機会を捉え、「潟上市」を全国に発信したいと考えております。

次に、農作物の生育概況について申し上げます。

稲作の状況につきましては、春先の強風被害により育苗・田植え作業が全般的に遅れたものの、その後、好天に恵まれ初期生育が旺盛だったため、茎数等は多くなっております。

出穂は、「あきたこまち」が8月2日、「ひとめぼれ」が8月8日頃で、平年より1日早い状況となっており、高温による「乳白米」等の発生が懸念されるため、水管理の徹底を呼びかけております。

カメムシ類の防除は、8月7日から12日まで無人ヘリと有人ヘリ防除できめ細かく実施し、防除後のすくい取り調査でも、その効果があらわれております。しかし、「アカスジカスミカメムシ」に対する注意報が発令されていることから、追加防除の徹底を図るよう指導に努めております。

転作大豆は、播種後の天候にも恵まれ全般的に生育は順調であります。9月以降は降雨も多くなり湿害等が懸念されるため、今後も排水対策の強化に努めながら、良質大豆の生産に向け関係機関と連携し指導してまいります。なお、天塩地区の基盤整備後の大豆については、生育不良や枯死している状況が見られることから、JA秋田みなみで土壌等の検査を続けているところであります。

枝豆については、県が日本一の産地を目指す奨励作物として位置付けていることもあり、本市では昨年より約3ヘクタール多い17ヘクタールの作付面積となっております。マルチ栽培した早生種は、湿害等の影響もなく生育は良好で、7月19日から出荷が始

まっております。8月中旬に出荷の最盛期を迎えておりますが、晩生種は10月頃の出荷になることから、品質管理と排水対策の徹底を図ってまいります。

果樹の和梨については、開花期に降雨が続き受粉が思うようにできなかった影響から着果不良が散見されております。このため果実の大きさにバラツキが見られるとともに、品質の低下が懸念されております。なお、本市の主力品種「幸水」は8月29日から出荷されております。

花きの輪菊は、7月の低夜温により生育が進み、お盆向けの出荷がやや前倒しとなりましたが、計画どおり出荷することができました。また、春先の強風被害により倒壊したハウスにつきましては、復旧作業が完了しておりますが、定植作業の遅れから、9月・10月にかけて出荷される数量は昨年の70パーセント程度と予想されております。今後も品質管理の徹底や病虫害防除に努め、適期・適量出荷の推進を図るよう指導してまいります。

次に、観光イベントについて申し上げます。

今年で30回の節目を迎えた「飯田川鷺舞まつり」が8月5日、飯田川庁舎前広場を会場に開催されました。若竹幼児教育センター園児による「孫鷺」、飯田川小児童の「子鷺」、水田の上を舞う様子を優雅に表現した「親鷺」の舞は、真夏日にもかかわらず訪れた方々を魅了致しました。

また、「第46回八郎まつり」は8月16日に開催され、八郎神社からの龍体御輿の練り歩きに始まり、昭和庁舎前広場での八郎龍・辰子龍の双龍の出会いは幻想的な世界を醸し出しました。当日は、時折雨が降るあいにくの天気でしたが、大豊小児童による「ヨサコイ踊り」や郷土芸能「新関ささら」の披露など、地元と一体となって行われた祭りに会場からは大きな拍手が送られております。

本市夏まつりの最後を飾る「天王グリーンランドまつり2012」は、8月25・26日の両日開催され、市内外から多数の方々が来場されました。

初日は、開催時間を正午に繰り上げ、秋田県アマチュア歌謡祭が行われたほか、恒例の「第7回潟上市盆踊り大会」では、市内外から昨年より6チーム多い、団体27チーム、うち子どもの部7チームの参加があり、一般参加者とともに幾重にも踊りの輪が広がり、ゆく夏のひとときを楽しんでいました。

翌日は、キャラクターショーをはじめ、市民プロジェクト企画による「歌うまグランプリ」、芸術文化協会会員による芸能発表など、これまでにない趣向を凝らした企画の

ほか、歌謡ショーでは紅白歌合戦に出場経験もある三船和子さんをお迎えし、往年のヒット曲「だんな様」をはじめ、その歌声で観客を魅了しました。

まつりの最後を飾る「花火ショー」では、約3,500発の花火が夜空に大輪の花を咲かせ、訪れた方々に大きな感動を与えました。ご協賛並びにご協力をいただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに本年度で5回目となった「全国学力・学習状況調査」の結果についてご報告致します。

小学校6年、中学校3年の児童生徒を対象とした本年度の調査は、国語と算数数学に理科を加えた3教科の基礎・基本と、応用・活用力などの学力及び学習意欲などを調査したものであります。

8月8日に発表された全国及び秋田県の結果では、本年度も秋田県が全国トップレベルの成績を収めました。本市の各校においても、3教科とも県の平均点と同程度の結果となっております。特徴として、小学校では、思考を要する応用問題において県の平均点を上回る状況であるものの、基礎的な問題については今後の課題となっており、中学校では、応用問題に課題が見られました。生きる力は学校・家庭・地域が協力して育てていくものという基本姿勢により、今後も開かれた学校づくりを通して、各校における学習指導に努め、心身のバランスのとれた児童生徒を育成してまいります。

次に、本年度で7回目となる中学生ホームステイ体験活動について申し上げます。

訪問先はオーストラリアで、7月25日から8月2日までの9日間にわたり、市内の中学2年生10人が参加致しました。訪問先ではホストファミリーの一員として生活を送ったほか、現地の学校での交流学习を充実させたことにより、国際理解など人材育成が図られたものと思っております。8月17日には、ホームステイにおける個人の研究テーマに基づく報告会が昭和公民館で行われ、それぞれの生徒から体験を通して感じたこと、学んだことについて発表がありました。

次に、児童生徒のスポーツ活動についてご報告致します。

中体連全県大会で、天王中学校の柔道女子個人で優勝1人、天王南中学校の柔道女子団体が優勝、個人で優勝が2人、陸上女子100メートルハードルで優勝、羽城中学校の陸上女子800メートルで優勝するなど、多くの種目において見事な成績を残しております。東北大会では柔道女子個人で天王南中学校の2人、天王中学校の1人が優勝、その

後、全国大会では天王南中学校の2人が3位とベスト16に入るなど、大いに健闘しております。

また、第29回NHK杯全国中学校放送コンテストでは、羽城中学校の女子1人がアナウンス部門で入選しております。

次に、出戸こども園について申し上げます。

8月1日に「幼保連携型認定こども園」として県の認定を受けております。保育園機能と幼稚園機能との連携による一体的運営という認定こども園のメリットを最大限に生かしつつ、さらに家庭や地域との連携を深め、未来ある子供たちがすこやかに育つ保育環境づくりを進めてまいります。

次に、成人式について申し上げます。

8月15日に開催しました成人式では、本年度の対象者409人中284人が出席し、多くの来賓各位のご臨席のもと、20歳の門出を祝いました。新成人を心から祝福し、大きな声援を送りたいと存じます。

以上が主な行政報告であります。

本定例会には、平成23年度潟上市健全化判断比率、平成23年度潟上市公営企業資金不足比率、潟上市立保育所を奥尻町の児童に使用させることに関する協議についての専決処分の報告、議案として、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）ほか2件の条例案、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてのほか、平成24年度一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、平成23年度各会計決算の認定についての案件を提出しております。

なお、平成24年度の各会計補正予算案については、この後、担当部長から説明させます。また、平成23年度各会計決算については、主要成果で説明致します。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第7号 平成23年度潟上市健全化判断比率について 及び 日程第6、報告第8号 平成23年度潟上市公営企業資金不足比率について】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第7号、平成23年度潟上市健全化判断比率について 及び日程第6、報告第8号、平成23年度潟上市公営企業資金不足比率についてを一括議

題とします。

報告第7号及び報告第8号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、第3回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

提出議案の1ページをお願い致します。

報告第7号、平成23年度潟上市健全化判断比率について。

平成23年度潟上市健全化判断比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

この健全化判断比率につきましては、2ページの総括表にありますように、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目について報告するものでございます。

それでは、3ページをご覧いただきたいと思えます。

最初に、上の表の実質赤字比率について申し上げます。

本市の場合、「一般会計等」と表記するときには、一般会計のみとなります。

実質赤字比率につきましては、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度をあらわすものでございます。

実質収支額の合計は6億510万6,000円の黒字となりますことから、実質赤字比率についてはマイナス6.33%となります。以上のことから6.33%の黒字額があるということになります。

次に、下の表の連結実質赤字比率について申し上げます。

連結実質赤字比率につきましては、すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、地方公共団体としての運営の深刻度をあらわすものでございます。

これは、標準財政規模の95億4,899万8,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除く全会計の赤字額の割合になります。

全会計の実質収支額の合計につきましては13億9,658万6,000円の黒字になりますことから、連結実質赤字比率はマイナス14.62%となります。つまり14.62%の黒字額があるということでございます。

なお、各財産区につきましては市とは別の法人格を有するために、そういうふうな団体でありますので、健全化判断比率の算定には含めないことになっております。

次に、4ページをご覧いただきたいと思います。

実質公債費比率について申し上げます。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度をあらわすものでございます。

この比率は、平成21年度から平成23年度までの3年間の単年度の比率の平均値になります。平成21年度は表下段のとおり14.65770%、平成22年度は12.72743%、平成23年度が11.22660%となり、率の低下とともに3年間の平均では12.8%と、昨年度数値の14.4%に比べ1.6%低い数値に推移しております。

次に、5ページをご覧いただきたいと思います。

最後に、将来負担比率の状況について申し上げます。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金及び特別会計等の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかをあらわすものでございまして、平成23年度は昨年度より18.1%低い61.5%となっております。

なお、平成19年度は128.2%、平成20年度は116.2%、平成21年度は100%、平成22年度が79.6%でありました。

これら4つの指標は、2ページの総括表のとおり、いわゆるレッドカードの基準である財政再建基準はもとより、イエローカードと言われておりますその基準であります早期健全化基準を下回っております。

ただいま報告致しました数値については国・県において現在精査中でありまして、算定に変更が出ますと比率に変更が生じることを申し添えます。確定する時期につきましては10月末となっております。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。

報告第6号、平成23年度潟上市公営企業資金不足比率について。

平成23年度潟上市公営企業資金不足比率は別紙のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

7ページをご覧いただきたいと思います。

この公営企業資金不足比率につきましても、平成19年度から報告することとなったものでございます。

最初に、地方公営企業法の適用企業である上水道事業について申し上げます。

水道事業会計の表の中段、記号の「d」の流動資産7億134万円から上段にあります記号「a」の流動負債3億3,131万2,000円を差し引いた、(6)になりますけれども資金不足額・剰余額が3億7,002万8,000円のプラスとなりますので、水道事業会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太字で示しておりますとおり3.9%となっております。

次に、8ページをご覧いただきたいと思えます。

地方公営企業法の非適用事業、企業について申し上げます。

はじめに、下水道事業特別会計の(3)実質的な歳入総額12億2,296万7,000円から(1)歳出額11億7,675万4,000円を差し引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が4,621万3,000円のプラスとなりますので、下水道事業特別会計の資金不足はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太字で示しておりますとおり0.5%となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計についてであります。

農業集落排水事業特別会計の(3)実質的な歳入総額1億6,313万7,000円から(1)歳出額1億5,761万9,000円を差し引きますと、(6)資金不足額・剰余額が551万8,000円のプラスとなりますので、農業集落排水事業特別会計の資金不足はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太字で示しておりますように0.1%でございます。

次に、合併処理浄化槽事業の特別会計についてであります。

合併処理浄化槽事業特別会計の(3)実質的な歳入総額637万円から(1)歳出額602万3,000円を引きますと、(6)の資金不足額・剰余額が34万7,000円のプラスになりますので、合併処理浄化槽事業特別会計の資金不足額はございません。

なお、剰余資金の標準財政規模比は、表の下段に太字で示しておりますように0.0%と数字にあらわれないものになっております。

これら非適用企業の3特別会計をトータルした資金不足額・剰余額については4億2,210万6,000円のプラスで、剰余資金の標準財政規模比は4.4%となっております。



以上でございます。

○議長（千田正英） これより報告第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第7、報告第9号 専決処分の承認について（潟上市立保育所を北海道奥尻郡奥尻町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）】

○議長（千田正英） 日程第7、報告第9号、専決処分の承認について（潟上市立保育所を北海道奥尻郡奥尻町が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）を議題とします。

報告第9号について当局より提案理由の説明を求めます。鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） それでは、ご説明致します。

提出議案の9ページをお開きになってください。

報告第9号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

10ページをご覧ください。

専決処分書

潟上市立保育所を北海道奥尻郡奥尻町が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と北海道奥尻郡奥尻町との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成24年8月17日 潟上市長 石川光男

このたびの広域入所児童は、北海道奥尻郡奥尻町に住民票を有する5歳児ですが、母親が病氣療養中のところ、父親が仕事で長期不在となり、天王地区にある父親の実家で児童を養育することになったため、湖岸保育園に入所するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（千田正英） これより報告第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。  
これで報告を終わります。

【日程第8、議案第54号 潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例案について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第54号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例案についてを議題とします。

議案第54号について当局より提案理由の説明を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 議案第54号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例案について。

潟上市昭和老人憩いの家設置条例を次のように廃止するものであります。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。昭和老人憩いの家の老朽化に伴い、安全かつ周辺施設の良好な環境を確保するため、条例を廃止するものであります。

昭和老人憩いの家は、元木山公園の一角に位置し、昭和48年の建設から築39年が経過し、老朽化の進行とともに利用実績においても年に数件の貸し出しにとどまっている状態にありました。これらのことから、施設の安全な維持管理や効率利用を図ることが困難なため、平成23年度から貸し出しを中止し、電気・水道等も止めている状態にあります。

昭和老人憩い家の建物規模は木造平屋建てで、建築面積約320㎡、解体後の跡地利用としましては駐車場及び駐輪場を整備し、公園施設としての良好な環境を確保していくという計画にしております。

○議長（千田正英） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第9、議案第55号 潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第9、議案第55号、潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第55号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、提出議案の13ページをお願い致します。

議案第55号ですが、本案は、潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市防災会議条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。災害対策基本法の一部改正に伴い、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の充実と地域の防災力向上を図るため、条例の関係部分を改正するものであります。

本条例の改正についてであります。東日本大震災から得られた教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模広域な災害に備えるため、上位法、災害対策基本法の一部改正に伴うものであります。

参考資料の2ページの新旧対照表で説明したいと思います。

この中の第2条、防災会議の所掌事務であります。現行では、災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集することとされておりましたが、災害発生時、特に災害応急対策の段階では、災害対策本部において一元的にそれらの事務を行うことが効果的であると考えられることから、防災会議と防災対策本部の所掌事務について見直し、明確化を図ったものであります。また、中央防災会議と異なり、防災に関する重要事項の審議について規定されておりましたが、今回、防災に関する諮問的機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加するものであります。

あわせて、第3条におきましては、防災会議の委員を、主体性のある参画を図るため、自主防災組織並びに学識経験者等を選任できることとしたものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（千田正英） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） ただいま説明を受けました議案第55号についてですけれども、大震災によって各地域に自主防災組織をつくるようにということ、我々自治会の役員である立場上いろいろやっているわけですが、市当局の自主防災組織に対するこういうふうな形での、例えば推進に対して、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある

者のうちから市長が任命する者3名以内という形がありますが、こういう条例を改正するというふうなことについて、自主防災組織の実態と相まって、どういう形で今後進めるのか。我々も地域において組織をつくったけれども、市の方からは一向にその情報の収集等はないわけですので、その辺のところをもうちょっと説明いただきたいと思えます。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 9番戸田議員にお答えしたいと思います。

この防災組織の今回の改正の内容であります、これは自主防災組織の代表から選ぶと、それと学識経験者である人から選ぶと、それが合わせて3名以内でこの防災会議の中に入れてもらいますよと。目的としては、やはり防災関係をより充実するための、その地域の底辺のところを拾い上げると、そういうことが目的であります。

それから、自主防災をつくったけれども一向に市としてのそれがないという話でしたが、まず市としては、そっちの地域でつくって、それで地域の中でどのような防災体制ができるかと、そういうのを要請があれば、机上の防災の対策をどうすればいいかということを経験を設けてもらえればいつでも伺いますので、そういった会議等をもって組織化を強化していきたいと、そう考えておりますので、そこら辺、宜しくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 9番。

○9番（戸田俊樹） 部長から今説明を受けましたけれども、いつなんどきどのような形の震災が起こり得るかというふうな段階にある段階で、当初予算等においても津波の浸水域並びに高さ、それから現場の現在の柱、高さがどのぐらいあるかというふうなことについても予算の執行が見えないということもありますので、いろいろもう少し、机上論でなくて実態に入っていただきたいと要望をしておきます。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第10、議案第56号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改

正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第10、議案第56号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第56号について当局より提案理由の説明を求めます。根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） それでは、続きまして議案書の15ページをお願い致します。

議案第56号であります。本案は、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由であります。証明書自動交付機に戸籍証明書を交付する機能を追加するため、条例の関係部分を改正するものであります。

市長が行政報告の中で述べられておりますように、証明書自動交付機は各庁舎と追分出張所に設置されており、平成22年10月から稼働し、市民の皆様から利用いただいております。現在、自動交付機で取れるサービスは、住民票謄本・抄本、印鑑証明書、所得証明書、課税証明書に限られておりましたが、今回、法務局の許可を得られましたので、自動交付機で戸籍の謄本・抄本が取れるようになりました。これにより、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の第3条、利用目的に戸籍の部分を追加するため、条例の関係部分を改正するものであります。

参考資料の4ページですが、条例（案）の新旧対照表で説明したいと思います。

第3条、利用目的ですが、（1）号、エ、本人が在籍する現在戸籍の全部事項証明及び本人の個人事項証明、これは本人の戸籍謄本と抄本のことであります、これを加え、（2）号に、戸籍謄本・抄本が取れるのは、潟上市に本籍を有する者に限るを加えております。そのため、現在の（2）号が（3）号になります。

附則、この条例は、平成25年1月4日から施行するものであります。

以上です。

○議長（千田正英） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 法務局から許可がおりたというふうなことなんですけれども、これを行う上で法務局からどのような指導があったのか、制約とかありましたらお願い致

します。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 14番藤原議員にお答え致します。

法務局の制約等ではありますが、これについては、まず制約というか、職員が在庁しなければいけない時間というふうに限られておりますので、戸籍については8時半から5時までというふうになるものであります。最もメリットとしては、これは日曜日でも取れるということがメリットでありますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第11、議案第57号 平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてを議題とします。

議案第57号について当局より提案理由の説明を求めます。菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） それでは、提出議案の17ページをお願い致します。

議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）についてであります。

平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金2億573万5,703円のうち、2,000万円を減債積立金、5,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

この議案は、地方公営企業法の一部が改正され、平成24年4月1日より施行されたことに伴い、未処分利益剰余金の処分が議会の議決事項となったことによるものでございます。

この積み立てをすることによりまして、減債積立金は7,305万5,090円に、建設改良積立金は2億516万3,542円となります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第57号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番戸田俊樹議員。

○9 番（戸田俊樹） この57号で、水道会計でこれだけの剰余が出るということで、これは減債基金並びに建設改良積立金にするんだと。議会の議決を要する法律ができたということで結構でしょうが、去年は元昭和の秋田市への供給施設が売却といたしますか、譲渡したということで、約2億円ほどのお金が入ってあった。それがこのままのような形で出ているというふうなことでしょうが、これが今現在、追分浄水場といたしますか、水道の方ができて、それらに大枚のお金がかかるという中でこういうふうにしていくということは、なかなか地域感情的なものや合併時のいろいろなことがあって、少しいかなものかという市民からの声もあるので、その辺についてこういうふうにするのが最もベターだという理由をもう少し具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） ただいまの9番戸田議員の質問についてお答え致します。

この未処分利益剰余金が2億573万円ほどあるということで、これを7,000万円ほど減債積立金と建設改良積立金に積み立てると。そのほかに、今年度補正予算で、6月補正予算で1億9千何がしのお金が秋田市から来るよと、こういう補正予算も取りました。それで、この金額につきましては、前も質問がございましたときにお話しましたように、できるだけ起債を借りないで、建設改良積立金も2億円になりましたし、秋田市からのお金も入りますので、28年度まで認可変更に伴う工事が、27億という工事が発生するわけでございます。したがって、その建設改良の資金に充てていくと。できるだけ起債を借りないで、有利子負債を増やさないと、こういう形でもっていきたいと、このように現在は考えております。

以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 今、今回の提案された内容についてはね、今、水道局長から縷々説明がありました。いずれ根本というべき、なぜね、今年の4月から議会の議決に付さなきゃならないと、その法律の精神というのはどこにあるのかということ、まず第1点お尋ねしたいと思います。

それからもう一つは、潟上市も今、局長がおっしゃいましたけれども、27、8年度を目途にして20数億という莫大な財政出動を水のために、水道のために使うというふうなことで今事業が進捗中でありましたが、実行中でありましたが、いわゆる我がこの潟上市の

水道事業の全体規模、全体規模から見てですよ、健全な、例えば減債基金の積み立てというのはどれぐらいなのか、あるいはまた、建物の改良積立金というのはどれぐらいのがベター、ベストなのか、ここら辺の捉え方がやはりきちっとしていかないと、法律改正というのは今1点目の質問で回答あると思いますが、それをやはりきちっと踏襲し、そして恐らく、これ将来、特別会計でありますから財政の負担等々、自治体全体の運営に支障を来さないようにというふうなことがあろうかと思えます。それからいきますと、恐らくこの時点において一つのやはり目途、目標というものをきちっと持つておるだろうというふうに思えますから、それらをあわせてひとつご提示をいただければありがたいと思えます。

この2点、お尋ねします。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 堀井議員の質問についてお答え致します。

今回の法改正に伴いまして、国の方から文書がまず流れてくるわけですがけれども、この一番最初に書いてあるのが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため、関係法律の整備に関する法律を変えますと、それで地方公営企業法の一部改正が行われたと、このように書いております。したがって、利益剰余金が出た場合に、今までは議案という形ではございませんでしたけれども、今後以降は議会の議決をいただいて、今ご質問ございましたように、どのような形で積み立てをするかということ、地域の自主性及び自立性を高めるためにと、こういうふうにして解釈しております。

それから、積立金及び現金・預金とかがいくらぐらいあれば、減債積立金及び建設改良積立金がどのくらいあれば、こういう質問でございますが、日本全国の地方公営企業法、いわゆる上水道を営んでいるところについては、平均的ないわゆる現金・預金・積立金を含めての金額が、いわゆる水道料金、いわゆる給水収益の金額に大体等しいというのが日本全国の平均でございます。うちの方の潟上市水道は約、水道料金5億でございます。それで、現金・預金が今のところ、流動資産から流動負債を引きますと約3億7,000万程度でございます。したがって、適正な数字ではないかなというふうにしてうちの方で今のところ考えております。けれども、現金・預金でそれだけを持つんでなくて、やはり建設改良とか減債積立金ということで、そのうちいくらかをこうやって積み立てしておいて将来に備えたいと、こういうのが考え方でございます。



以上でございます。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。17番。

○17番（堀井克見） 地方の主体的な、その当該自治体の主体的な上水道事業の推進を図るということが国の通達書にまず第一義的に書いておるといふようなことの今説明であったと思いますが、私はそれはそれで結構だと思いますが、要は地方財政法もね、変わり、法律も変わってですよ、地方の財政そのものが連結決算というものが求められてくる。実質公債比率等々、当面は、我が市も合併後と比べれば相当数字もよくなりました。もう10%近くもよくなったと、数字上は。そういうようなことで喜ばしいことではありますが、ただ今後ですよ、今後、国の財政事情の変化等々によって外的要因でもって非常に地方財政そのものが逼迫するだろうと、これが予測されております。そういう中で、我が潟上市が上水道事業のために新たに住民ニーズにこたえるべく、20数億、30億近いね、財政投資をしていくんだと。これは先食いでありますから、いずれにして後年度負担が発生すると、そういうふうなことをもろもろ考えたときに、やはり将来において後顧の憂いのないような健全なやはり独立採算性という特別会計という性格上、きちっと方針を持ってやっていかなきゃならないのかなと。こういうことをきっかけにして、いま一度、やはり原点に立ち返るといふふうな上水道事業の推進というものに心がけて汗をかいてほしいなというふうなことを私ども感じるわけですが、その点について今後の目指すべきスタンスというものを、いわゆる明確にお答えいただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今、17番さんからご提言をいただきました。まさしく特別会計というのは、最初に総務部長が説明した財政支出なんかは、夕張の例でもうだめだと。今、法律改正については、透明性をしっかりしなさいということで私は解釈しております。

後段の件でございますが、特別会計については17番さんおっしゃるとおり、これはあくまでも一般会計から持ち出しをなくして独立採算性が主ですから、それに沿った線で進めていきたいと。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 23年度の水道事業会計については認定第12号の方でありますけれども、この剰余金処分というのは、いわゆる損益計算書の最終的なものの、いわゆる結果の処分だわけです。そうしますと、この議案第57号でいわゆる未処分のことを決定する

というと、認定の方よりも先になるというふうなことも考えられます。そこら辺の事務手続き上はどういうふうになりますか、お尋ねします。

○議長（千田正英） 菅原水道局長。

○水道局長（菅原龍太郎） 4番藤原議員についてお答え致します。

処分（案）について、まずこの本会議では説明、提案理由の説明ということで、委員会付託ということでございますので、委員会の中では、いわゆる決算書の中身につきまして説明をして、やはり今言ったような話になりますので、説明をしてから順番としてはそのような形になると、このようには思います。

以上です。

○議長（千田正英） よろしいですか、4番。

○4番（藤原幸作） はい、わかりました。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第12、議案第58号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第12、議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてを議題とします。

議案第58号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、平成24年本定例会に提出されています予算の大綱について申し上げます。

その中の議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について申し述べます。

これにつきましては別冊のとおりになっております。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市一般会計補正予算（案）（第4号）の1ページをお願い致します。

議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,507万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ141億1,749万9,000円とするものでございます。

5 ページをお願い致します。

第2表、債務負担行為補正について申し上げます。

大清水下谷地線整備事業にかかわるJR工事負担金について、債務負担行為を追加するものでございます。平成25年度に限度額を6,490万1,000円とするものでございます。

これまで実施してまいりました大清水跨線橋の工事に当たりましては、橋台部分についてはJR軌道の近接工事ということもありまして、JR側への改良工事負担金工事として進めてまいりましたけれども、橋梁上部工事、橋の架橋、要は桁を架ける工事においては、橋桁の製作について市が行い、桁の加工、架設工事以降の床版工事等についてはJRの負担金工事とするために予算の組み替えを行うとともに、桁の架設等にかかわる工事負担金について債務負担行為とするものでございます。

次に、第3表、地方債の補正について申し上げます。

道路改良事業分につきましては1億1,280万円に減額。臨時財政対策債については6億170万円に減額するものでございます。

歳入予算について主なものを申し上げます。

8 ページをお願い致します。

13款2項国庫補助金については2,543万4,000円の減額でございます。道路整備事業にかかわる社会資本整備総合交付金でございます。

14款2項県補助金につきましては662万円の追加で、主なものは農漁業生産施設の強風災害復旧支援事業費補助金650万円でございます。

17款1項特別会計繰入金については1,157万6,000円の追加で、主なものは介護保険事業特別会計繰入金でございます。

18款1項前年度繰越金については1億7,280万8,000円の追加でございます。

20款1項市債については5,050万円の減額で、4目土木債は1,620万円の減額、7目の臨時財政対策債は3,430万円の減額でございます。

続いて歳出について申し上げます。

9 ページをお願い致します。

2款1項5目財産管理費については6,982万5,000円の追加で、旧豊川小学校校舎及びプールの解体工事でございます。

17目市役所庁舎整備事業費につきましては31万4,000円の追加で、新庁舎建設基本設計市民委員会（仮称）にかかわるものでございます。

10ページをお願い致します。

4款1項2目予防費については1,212万8,000円の追加で、ポリオ予防接種の接種方法の変更による追加でございます。生ワクチンから副作用の少ない不活化ワクチンに切り替わるもののほか、医療機関での個別接種に変更となるものでございます。

4款2項2目廃棄物対策費は3,848万7,000円の追加で、クリーンセンター基幹改良整備事業の実施によりまして、12月から2基ある焼却炉を順次休止することから、この間、秋田市にごみ処理を委託するものでございます。

5目し尿処理費については350万円の追加で、昭和地区と飯田川地区が男鹿市地区の衛生処理一部事務組合に加入するためのし尿等搬入処理負担金でございます。

11ページをお願い致します。

8款2項2目道路新設改良費については3,379万2,000円の減額でございます。内訳は、天王一向地区及び飯田川下虻川俣ノ内地区の雨水対策事業の調査費855万9,000円の追加と、大清水下谷地線整備事業にかかわるJR改良工事負担金4,235万1,000円の減額でございます。

先ほど債務負担行為でご説明申し上げましたとおり、大清水下谷地線整備事業については翌年に債務負担行為を設定したため、今年度予算が減額となるものでございます。

8款5項1目建築住宅総務費については1,500万円の追加でありまして、住宅リフォーム補助金でございます。

12ページをお願い致します。

11款1項1目災害復旧費は327万5,000円の追加で、4月3日から4日の暴風被害にかかわる農漁業生産施設復旧支援事業費補助金の実績による増でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に分割付託します。

**【日程第13、議案第59号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】**

○議長（千田正英） 日程第13、議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第59号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の20ページをお願い致します。

議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ669万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,687万5,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成23年度分の療養給付費等交付金等の精算でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第14、議案第60号 平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第14、議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）についてを議題とします。

議案第60号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の21ページをお願い致します。

議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,015万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成23年度分の一般会計繰入金の精算でございます。以上です。

○議長（千田正英） これより議案第60号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第15、議案第61号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第15、議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第61号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の22ページをお願い致します。

議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,264万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7,278万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、平成23年度分の国庫支出金や一般会計繰入金などの財源の精算でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これより議案第61号について質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

【日程第16、議案第62号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

- 議長（千田正英） 日程第16、議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第62号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

- 総務部長（山口義光） それでは、提出議案書の23ページをお願い致します。

議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,539万6,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、豊川地区の河川改修に伴いまして管路の移設が必要になったことから、県からの受託事業収入を財源とする工事の実設計画委託料でございます。

以上でございます。

- 議長（千田正英） これより議案第62号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第17、議案第63号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について】

- 議長（千田正英） 日程第17、議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）についてを議題とします。

議案第63号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

- 総務部長（山口義光） それでは、議案書の24ページをお願い致します。

議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

別冊のとおり。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（案）（第2号）の1ページをお願い致します。

議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,098万2,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、施設の修繕料でございます。

以上です。

○議長（千田正英） これより議案第63号について質疑を行います。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第18、認定第1号 平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから 日程第30、平成23年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告】

○議長（千田正英） 日程第18、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第30、平成23年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告までを一括議題とします。

認定第1号から認定第12号までの12議案について当局より一括して主要施策成果の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） お手元に平成23年度潟上市主要成果説明書をお配りしておりますが、私から平成23年度決算の概要についてご説明申し上げます。

はじめに一般会計であります。歳入決算額は153億7,994万4,000円、歳出決算額は147億1,154万1,000円、歳入歳出差引額は6億6,840万3,000円、平成24年度への繰越財源6,329万6,000円を差し引いた実質収支は6億510万7,000円であります。

続きまして、平成23年度の主な事業であります。出戸こども園整備事業3億2,396万6,000円、出戸小学校耐震補強工事及び大規模改修事業2億5,760万9,000円、大清水



下谷地線整備事業 1 億 2,808 万 4,000 円、新庁舎建設用地調査等経費 713 万 8,000 円、自治基本条例制定事業 314 万 4,000 円であります。

以下、特別会計について申し上げます。

国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の 3 会計を合わせた社会保障関係会計の歳入決算額は 70 億 9,130 万 1,000 円、歳出決算額は 67 億 2,192 万 8,000 円、実質収支額は 3 億 6,937 万 3,000 円であります。

次に、農業集落排水事業、下水道事業、合併処理浄化槽事業の 3 会計を合わせた下水道関係会計の歳入決算額は 13 億 9,780 万 6,000 円、歳出決算額は 13 億 4,039 万 5,000 円、平成 24 年度への繰越財源 533 万 3,000 円を差し引いた実質収支は 5,207 万 8,000 円であります。

主な事業は、公共下水道事業で管渠整備 39 メートル、特定環境保全公共下水道事業で管渠整備 1,145 メートルであります。

このほかに 4 つの財産区を加えた特別会計全体で、歳入決算額は 84 億 9,631 万円、歳出決算額は 80 億 6,577 万 3,000 円、実質収支額は 4 億 2,520 万 4,000 円であります。

最後に、水道事業会計について申し上げます。

歳入決算額は 9 億 640 万 1,000 円、歳出決算額は 10 億 8,412 万 6,000 円であります。

主な事業は、新迫分浄水場整備及び配水管布設等事業で 3 億 5,041 万円であります。

主要成果の詳細については総務部長から説明をさせます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、平成 23 年度各会計決算の大綱についてご説明申し上げます。

議案書の 25 ページからお願い致します。

認定第 1 号、平成 23 年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、平成 23 年度潟上市一般会計歳入歳出決算を議会の議決の認定に付する。

平成 24 年 9 月 5 日提出 潟上市長 石川光男

一般会計につきましては、歳入決算額は 153 億 7,994 万 4,000 円、歳出決算額は 147 億 1,154 万 1,000 円、歳入歳出差引額は 6 億 6,840 万 3,000 円、平成 24 年度への繰越財源 6,329 万 6,000 円を差し引いた実質収支は 6 億 510 万 7,000 円でございます。

歳入の主なものにつきましては、市税が 24 億 4,367 万 5,000 円、地方交付税が 66 億 5,437 万 7,000 円、国庫支出金が 19 億 9,408 万 7,000 円、県支出金が 7 億 6,710 万円、市債

が15億5,170万円でございます。

歳出の主なものにつきましては、人件費が29億883万1,000円でございます。扶助費が23億6,488万8,000円、公債費が17億5,363万3,000円でございます。

これら義務的経費の合計で70億2,685万2,000円となっております。

また、普通建設事業費につきましては21億7,615万4,000円でございます。

主な事業の内容と致しましては、投資的事業では、出戸こども園整備事業3億2,396万5,000円、出戸小学校耐震補強及び大規模改修事業2億5,760万9,000円、大清水下谷地線整備事業1億2,808万4,000円、二田踏切改良事業9,243万4,000円、電算システム更新事業2億5,080万8,000円、鞍掛沼公園整備事業1億712万2,000円、きめ細やかな交付金事業1億7,060万円でございます。

また、それ以外の事業では、庁舎建設用地調査等経費713万8,000円、自治基本条例制定事業314万4,000円、食菜館くらら整備事業5,793万8,000円、緊急雇用創出臨時対策基金事業として5,580万円、住宅生活に光をそそぐ基金交付金事業4,165万9,000円、教育用コンピューター整備事業2,362万5,000円、除排雪経費2億4,287万8,000円、東日本大震災復旧復興経費2,168万1,000円、東日本大震災緊急防災減災経費1,743万4,000円、原発事故対策経費216万2,000円、市債の繰上償還が1億7,379万2,000円でございます。

続いて、特別会計について申し上げます。

議案書の26ページをお願い致します。

認定第2号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入決算額は39億7,310万5,000円、歳出決算額は36億5,659万3,000円、実質収支3億1,651万2,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が6億9,759万1,000円、国庫支出金が8億9,336万8,000円、療養給付費等交付金が2億6,364万3,000円、前期高齢者交付金が9億669万7,000円、共同事業交付金が4億7,650万7,000円、一般会計繰入金金が2億9,756万9,000円ございました。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費で24億7,029万8,000円でございます。

続きまして、議案書の27ページをお願い致します。

認定第3号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額2億4,635万7,000円、歳出決算額は2億4,466万5,000円、実質収支は169万2,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が1億4,536万6,000円、一般会計繰入金が9,937万5,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合負担金でありまして2億2,374万3,000円でございます。

次に、議案書の28ページをお願い致します。

認定第4号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

介護保険事業特別会計のうち保険事業勘定につきましては、歳入決算額は28億6,417万1,000円、歳出決算額は28億1,300万2,000円でございます。実質収支は5,116万9,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、介護保険料が4億5,921万1,000円、国庫支出金が6億5,258万4,000円、支払基金交付金が7億8,501万7,000円、県支出金が3億8,925万3,000円、繰入金が4億7,495万2,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が25億9,881万円、地域支援事業費が4,643万5,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定の決算額につきましては、歳入歳出ともに同額で766万8,000円でございます。

歳入は、すべてサービス収入でございまして、歳出は、すべて保険事業勘定への繰出金でございます。

次に、議案書の29ページをお願い致します。

認定第5号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

て。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額は1億6,313万6,000円、歳出決算額は1億5,761万8,000円、実質収支は551万8,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、農業集落排水施設使用料が1,885万6,000円、一般会計繰入金が1億1,256万2,000円、下水道債が1,130万円でございます。

歳出は、八郎湖水質保全のため、豊川地区処理施設高度処理事業と致しまして1,300万円を実施しております。

なお、平成23年度末の加入戸数521戸でございます。

次に、議案書の30ページをお願い致します。

認定第6号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

下水道事業特別会計につきましては、歳入決算額は12億2,830万円、歳出決算額は11億7,675万4,000円、歳入歳出差引額は5,154万6,000円、平成24年度への繰越財源は533万3,000円を差し引いた実質収支については4,621万3,000円でございます。

歳入の主なものにつきましては、下水道使用料が3億9,012万4,000円です。一般会計繰入金が5億3,007万7,000円でございます。下水道債が1億8,270万円でございます。

歳出では、公共下水道事業費として442万9,000円で、管渠39メートル、排水柵が3カ所を、特定環境保全下水道事業としては9,727万3,000円で、管渠1,145メートル、汚水柵29カ所を施工しております。

平成23年度末の供用開始面積につきましては、公共下水道と特定環境保全公共下水道の合計で1,168ヘクタール、下水道の加入戸数については8,191戸でございます。

次に、議案書の31ページをお願い致します。

認定第7号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別

会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

合併処理浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額は637万円、歳出決算額は602万3,000円でございます。実質収支は34万7,000円でございます。

歳入の主なものについては、合併処理浄化槽施設使用料が290万4,000円、一般会計繰入金が308万5,000円でございます。

歳出は、施設の維持管理費と公債費でございます。

なお、平成23年度末の加入戸数は76戸でございます。

次に、議案書の32ページをお願い致します。

認定第8号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

豊川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は333万3,000円です。それから、歳出決算額は106万円でございます。実質収支は227万3,000円でございます。

次に、議案書の33ページをお願い致します。

認定第9号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

下虻川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は168万4,000円、歳出決算額は97万5,000円、実質収支は70万9,000円でございます。

次に、議案書の34ページをお願い致します。

認定第10号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

和田妹川財産区特別会計につきましては、歳入決算額は108万2,000円、歳出決算額は60万4,000円、実質収支は47万8,000円でございます。

次に、議案書の35ページをお願い致します。

認定第11号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

飯塚財産区特別会計につきましては、歳入決算額は110万4,000円、歳出決算額は81万1,000円で、実質収支は29万3,000円でございます。

最後に、議案書の36ページをお願いします。

認定第12号、平成23年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成23年度潟上市水道事業会計決算を議会の認定に付する。

平成24年9月5日提出 潟上市長 石川光男

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億6,948万8,000円、収益的支出額は4億7,265万5,000円でございます。また、資本的収入額については3億3,691万3,000円、資本的支出額は6億1,147万1,000円でございます。

主な事業と致しましては、新迫分浄水場整備及び配水管布設等でございます。これに要した事業費については3億5,041万円です。それから、大郷守2号、2の1号取水井戸の更新工事でありますけれども、1,207万5,000円でございます。二田浄水場ナンバー1、ろ過器の更新工事については782万3,000円。水道台帳管理システム整備と致しまして3,508万円。緊急給水作業用の給水タンク購入と致しまして201万6,000円でございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

お諮りします。昼食の時間ですけれども、議事を進行…。

（「議事進行」の声あり）

○議長（千田正英） 議事を進行します。

次に、代表監査委員より、平成23年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代表監査委員。

○代表監査委員（渡邊晋二） 監査委員の渡邊でございます。

平成23年度潟上市各会計の決算を審査した結果につきまして、委員を代表致しましてご報告させていただきます。

審査対象は、潟上市一般会計歳入歳出決算と10ございます特別会計歳入歳出決算及び法令に定める決算附属書類等でございます。

審査は7月27日から8月28日までの期間、市役所の各庁舎において実施致しました。

審査に当たりましては、各課から提出された資料をもとに、関係職員の出席を求め、説明を受けながら、その所管にかかわる関係帳簿及び証書類と照合を行い、例月出納検査や定期監査の結果を参考にして実施致しました。

審査の結果でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ、それらの計数は正確であるものと認められました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般的に妥当であると認められました。さらに、基金についても設置の目的に沿って運用され、計数も正確であるものと認められました。

総括意見と致しましては、復興需要等を背景として緩やかに景気回復基調にありますが、依然として厳しい経済状況の中、新庁舎建設という大きな事業や、その他各種事業を実施しなければなりません。これにより、地方自治体にはさらなる期待がかかるため、自治基本条例の施行や行財政改革の推進など、市民に開かれた市政の実現が必要と思われれます。

また、平成23年度から5年間の潟上市総合発展計画後期基本計画に基づき、さらなる潟上市の安定と発展のため、職員一人ひとりが個々の業務においてその効果を検証し、見直すという意識改革が必要になります。

今後は、市の自主財源である市税等の収納率の向上が不可欠であり、限られた財源を最小の経費で最大の効果が得られるよう、全庁的な取り組みとして市民サービス向上のために努められるよう期待するものであります。

続きまして、平成23年度潟上市水道事業会計決算の審査についてであります。

審査は6月28日に市役所昭和庁舎において実施致しました。

審査に当たりましては、決算報告書、財務諸表等、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかを検証するため、元帳その他会計帳簿及び関係書類との照合による方法により実施致しました。

なお、当事業が経済性を発揮し、サービスが向上するよう運営されていたかどうかを検討するため、意見書にありますように事業の分析も行っております。

審査の結果でございますが、審査に付された決算報告書、財務諸表等は関係法令に準拠して作成されており、当事業の経営成績及び当年度末の財政状況を適正に示しているものと認められました。

総括的な意見と致しましては、現在のところ経営の安定が認められるものの、経営の根幹である水道料金の未収額も増加傾向、収納率も低下しており、さらには人口減少に伴い給水人口も減少することが予想されております。

平成23年度から行われている新迫分浄水場の新設、老朽化した施設の更新や維持管理など経費が増大していくことを考慮すると、厳しい経営環境が続くことが予想されます。

今後も市民へより一層のサービス向上に努められ、引き続き良質で安全・安心な水の安定供給に万全を期すよう望むものであります。

次に、財政健全化判断比率について報告させていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、4つの健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を算定し、議会へ報告し、公表することになっております。

審査の対象となります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率についての審査でございますが、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロとなっております。

また、先ほど報告もありましたが、実質公債費比率は12.8%、将来負担比率は61.5%となり、それぞれ前年度より改善され、早期健全化基準以下となっております。

資金不足比率は、各会計における資金不足比率及び算定の基準となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

資金不足比率は、実質収支が赤字ではありませんので比率はゼロとなっております。

この健全化判断比率が公表されることにより、すべての会計が一体となった総合的な財政運営が求められることになり、これらを踏まえた長期的展望に立った、健全で安定した行財政運営を期待するものであります。

以上をもちまして、平成23年度潟上市各会計決算の審査報告、財政健全化判断比率の審査報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これで渡邊代表監査委員の決算審査報告を終わります。

これより認定第1号から認定第12号までの質疑を行います。



最初に、認定第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に分割付託します。

次に、認定第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

次に、認定第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

次に、認定第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託します。

次に、認定第12号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第31、請願第6号 ガードレール（一部水路）設置について から 日程第33、陳情第8号 小・中学生通学路の安全確保についての要望書】

○議長（千田正英） 日程第31、陳情第6号、ガードレール（一部水路）設置についてから日程第33、陳情第8号、小・中学生通学路の安全確保についての要望書までを一括議題とします。

ただいま議題となっております陳情第6号から陳情第8号までは、お手元に配りました陳情一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号から陳情第8号までは、陳情一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

なお、明日9月6日木曜日午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。  
大変お疲れさまでした。

---

午後 0時17分 散会

